

## 輸出される食品等に関する証明書の発行事務処理要領

制 定	平成27年 1 月30日付け26食産第3838号
一部改正	平成27年 2 月25日付け26食産第4161号
一部改正	平成27年 5 月 1 日付け27食産第626号
一部改正	平成27年 9 月28日付け27食産第2463号
一部改正	平成28年 1 月 7 日付け27食産第4536号
一部改正	平成28年 3 月 1 日付け27食産第5565号
一部改正	平成28年 3 月17日付け27食産第5928号
一部改正	平成28年 6 月 1 日付け28食産第1106号
一部改正	平成28年 6 月29日付け28食産第1572号
一部改正	平成28年 9 月16日付け28食産第2692号
一部改正	平成28年10月19日付け28食産第3074号
一部改正	平成28年12月21日付け28食産第4065号
一部改正	平成29年 3 月16日付け28食産第5885号
一部改正	平成29年 6 月27日付け29食産第1632号
一部改正	平成29年11月13日付け29食産第3611号
一部改正	平成29年11月21日付け29食産第3702号
一部改正	平成30年 4 月 4 日付け29食産第5477号
一部改正	平成30年 5 月17日付け30食産第851号
一部改正	平成30年 7 月17日付け30食産第1794号
一部改正	平成30年 7 月24日付け30食産第1918号
一部改正	平成30年 8 月10日付け30食産第2223号
一部改正	平成30年 9 月11日付け30食産第2515号

### 1 目的

「輸出される食品等に関する証明書発行事務規程」（平成24年4月1日付け23食産第3861号農林水産事務次官依命通知。以下「事務規程」という。）第5条第2項、第7条及び第8条に基づき、事務規程第3条第1項の地方農政局長等（以下「地方農政局長等」という。）が、次の事務規程第2条第2号の食品等（以下「食品等」という。）の輸出に係る証明を行う場合の事務処理手続について定める。

#### （1）原産地証明

事務規程第2条第1号アに規定する証明書により、ブラジル連邦共和国（以下「ブラジル」という。）に輸出される清涼飲料水等が、我が国で生産又は加工され、我が国の規格基準を満たし、国内で問題なく流通していることの証明をすること。

#### （2）日付証明、放射性物質検査証明、産地証明

シンガポール共和国（以下「シンガポール」という。）、タイ王国、大韓民国（以下「韓国」という。）、中華人民共和国（以下「中国」という。）、ブルネイ・ダルサラーム国（以下「ブルネイ」という。）、ロシア連邦、エジプト・アラブ共和国（以下「エジプト」という。）、モロッコ王国、EU 及び EFTA（ノルウェ

一、アイスランド、スイス及びリヒテンシュタイン。以下「EU 等」という。)、香港並びに仏領ポリネシア向けに輸出される食品等について、別紙1の区分に応じた事務規程第2条第1号イ（ア）から（ウ）に規定する証明書により、日付証明、産地証明及び放射性物質検査証明を行うこと。

### （3）輸出事業者証明

ア オマーン国又はバーレーン王国向けの食品等の輸出にあつては、食料産業局長が事務規程第2条第1号イ（エ）に規定する証明書により、当該国への輸出の実績がある事業者等であることの証明を行うこと。

イ 香港向けの食品等の輸出にあつては、事務規程第2条第1号イ（エ）に規定する証明書により、我が国及び香港の放射線防護等に係る法令を遵守し、我が国で一般的に販売しうる食品等を輸出しようとする事業者であることの証明を行うこと。

## 2 申請手続き

### （1）申請者

証明書の発行を申請することができる者は、事務規程第2条第3号の地方支分部局（以下「地方支分部局」という。）の管轄区域において生産、加工又は流通する食品等（中国向けに輸出する場合は、生産又は加工した食品等）を輸出しようとする者及び当該管轄区域内に事務所を有する者とする。ただし、申請者又はその代理人は、日本国内に事務所を有する者とする。

なお、代理人が証明書の発行を申請する場合は、輸出しようとする者が作成した別記様式1（（2）イ（ア）の輸出証明書発行システムにより申請する場合は、別紙3の様式2）の委任状を提出するものとする。

### （2）申請方法

#### ア 原産地証明

ブラジル向けに清涼飲料水等を輸出しようとする場合、申請者は、別紙2に基づき申請するものとする。

#### イ 日付証明、放射性物質検査証明、産地証明

（ア）申請者は、農林水産省が設ける輸出証明書発行システム又は輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が設ける輸出入・港湾関連情報処理システムにより申請するものとする。

その際、輸出証明書発行システムは、別紙3に基づき使用すること。

（イ）上記（ア）に掲げるシステムの故障、又は改修により、これらのシステムによる申請ができない場合には、申請者は、別紙4に基づき申請できるものとする。

#### ウ 輸出事業者証明

オマーン国、バーレーン王国又は香港向けの食品等の輸出について、上記1（3）に該当することを届出しようとする事業者は、別紙5に基づき申請するものとする。

### （3）対象地域・品目

事務規程第5条第2項の証明書を発行する食品等の範囲（地域及び品目）は、別紙6-1から別紙6-14までに定めるとおりとする。

#### （4）添付書類

申請者は、（2）イ（ア）の証明の申請に当たり、別紙7に掲げる書類を電子ファイル化（PDF又は画像）したものを添付するものとする。なお、電子ファイル化した書類については、当該申請に対する証明書の発行日より一年間、申請者が保管するものとする。

### 3 申請内容の審査

地方農政局長等は、申請者が別紙2、別紙5及び別紙7に基づき添付した書類を確認し、輸出貨物、輸出先国等及び証明の種類ごとに、次に定める項目を審査する。

#### （1）輸出貨物の特定及び輸出先国等の確認

全ての証明に当たって、次の事項を確認する。

- ① B/L・AWB・インボイスの番号（各国の求めるところにより該当するもの）
- ② 商品名、数量、重量、包装形態及びCNコード（EU等及び仏領ポリネシアに輸出する場合に限る。）
- ③ 出発地名、到着地名、出港日及び船便名・航空便名
- ④ 輸出業者の名称及び所在地
- ⑤ 輸入業者の名称及び所在地
- ⑥ 具体的な商品

#### （2）原産地証明

ア ブラジルに輸出する清涼飲料水等の原産地の証明に当たっては、次の事項を確認する。

- ① 商品名、銘柄、商品コード、箱数、1箱当たりのボトル数、1ボトル当たりの容量、総容量及びぶどうの収穫年（注：ぶどうを加工した清涼飲料水等は確認の対象。）
- ② 運送方法及び到着地名
- ③ 輸出業者の名称及び業種
- ④ 輸入業者の名称
- ⑤ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく日本農林規格による表示（以下「JASマーク」という。）の有無

イ アの審査によりJASマークが確認されるものに関しては、速やかに証明書を交付するものとする。

ウ JASマークが確認されないものに関しては、申請者が提出した確認書類により、次の事項を確認するものとする。

- （ア）当該製品が日本国内で生産又は加工され、一般に広く流通されていること。
- （イ）「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年12月28日厚生省告示第370号。以下「規格基準」という。）の規定する清涼飲料水及び粉末清涼飲料に係る規格基準の要件を満たすこと。

なお、食酢に関しては清涼飲料水と同等の規格基準の要件を満たすこと。

### (3) 日付証明

平成23年3月11日より前に生産・加工した食品等であることを確認する。

### (4) 放射性物質検査証明

ア 国が発行する証明書に係る放射性物質に関する検査の実施機関（以下「放射性物質検査機関」という。）が、別紙6-1から別紙6-14までのうち放射性物質検査証明の対象となる食品等（EU等及び仏領ポリネシアに輸出する製品・主原料の産地が不明な食品等を含む。）に対し行った放射性物質検査結果の報告書（以下「放射性物質検査報告書」という。）の検査結果が、別紙8の基準を超えていないこと及び放射性物質検査に係る証明書に記載された検体採取日、検査日並びに放射性物質検査機関の名称と提出された放射性物質検査報告書の事項が一致することを確認する。

なお、加工品（韓国に輸出する飼料を含む。）であって製造ロット番号等により製造ロットが確認できる商品については、同一ロットについて行われた放射性物質検査報告書により確認することもできるものとする。

また、生鮮品の農林産物であってほ場及び収穫期が確認できる商品については、同一ほ場及び同一の収穫期の商品について行われた放射性物質検査報告書により確認することもできるものとする。

イ 検体の採取については、放射性物質検査機関が、輸出される商品の中から当該機関の定める内部手続に基づき行うことを基本とするが、やむをえず申請者等が採取する場合には、別記様式3の確認書の提出を求めるものとする。

ウ 香港に輸出しようとする証明書発行対象品目の放射性物質検査の検体採取に際し、都道府県等の職員は、香港向け輸出が認められている取扱施設等を通じた申請者からの依頼に応じ立ち会うものとし、当該都道府県等の職員の立会が困難である場合は、国の職員が立ち会うものとする。なお、立会の頻度は、(ア)又は(イ)のとおりとする。

(ア) 牛肉

輸出する牛肉の各個体の放射性物質検査の検体採取の都度。

(イ) 牛肉以外

輸出の初回時及び以後は2ヶ月毎。

### (5) 産地証明

ア 生産・加工施設の名称・所在地並びにタイ王国、中国、EU等及び仏領ポリネシア向けの加工食品にあつては原料の名称、産地及び使用割合を確認し、産地証明の対象となる食品等であることについて審査する。

イ シンガポール向けに福島県内の輸出停止地域以外の地域の食品等を輸出する場合、放射性物質が不検出であることを確認するものとする。

なお、続けて同一産地（市町村）の品目を輸出するため、初回輸出時の産地証明及び検査報告書の写しを添付する場合において、地方農政局長等は、次回以降の産地証明への署名と併せ、添付される初回輸出時の産地証明の写しの余白へ署名及び署名日を記載する（代理署名可）。ただし、当該検査報告書の検査日から3ヶ月以内に発行する産地証明書に限る。

ウ 中国向けに食品等を輸出する場合、原料の産地から工場、工場から輸出先までのルート及び輸送手段を確認するものとする。

#### (6) 輸出事業者証明

ア オマーン国又はバーレーン王国向けの食品等の輸出については、新規の証明の申請に当たっては、当該国への輸出実績を確認し、当該証明の継続申請に当たっては、過去1年以内に発行した証明書の発行日以降の輸出実績を確認する。

イ 香港向けの食品等の輸出については、新規の証明の申請に当たっては、我が国及び香港の放射線防護に係る関係法令、我が国の原産地表示に係る関係法令、我が国から香港への輸出取引に係る我が国及び香港の関係法令の違反により、過去3年間司法処分及び行政処分を受けていないこと及び過去3年間香港の関係法令を違反した輸出を行っていないこと、並びに香港に輸出しようとする食品等が我が国で一般的に販売しうる食品等であることを確認する。当該証明の継続に当たっては、過去1年間司法処分及び行政処分を受けていないこと、過去1年以内に発行した証明書の発効日以降の輸出実績を確認する。

#### 4 現地確認その他必要な調査の実施

地方農政局長等は、申請者から提出された申請書類等の内容について、必要があると認められる場合は、申請者等に報告を求めるほか現地確認及びその他の調査を実施するものとする。

#### 5 証明書の発行、取消し等

地方農政局長等は、申請者から提出された申請書類等を審査し、証明する内容について確認された場合、事務規程第5条第2項に基づき規定する証明書（別紙2及び別紙5の様式並びに別記様式5-1から別記様式5-12までとする。）を交付するものとする。

香港向けに輸出される野菜、果物、牛乳、乳飲料又は粉乳について放射性物質検査証明書を交付する際には、香港向け輸出事業者証明書を同時に交付するものとする。ただし、交付先の輸出事業者が放射性物質検査証明書の申請者等と同一であり、当該輸出事業者証明の有効期限内であることが確認できた場合に限る。

この際、地方農政局長等は、日付証明、産地証明及び放射性物質検査証明について、申請者の選択に従い、次のいずれかにより交付するものとする。

- ① 地方支分部局若しくはその職員の駐在地において手交
- ② 使送
- ③ 郵送

また、輸出事業者証明書の有効期限は、発行日より1年を経過した日とし、証明の内容を変更した場合であっても、有効期限は変更しないものとする。

香港向け輸出事業者証明書については、本要領に基づく手続において不正を行った場合、我が国及び香港の放射線防護に係る関係法令、我が国の原産地表示に係る関係法令、我が国から香港への輸出取引に係る関係法令に違反した場合及び香港の

関係法令に違反した輸出を行った場合、当該行為が判明した時点で、輸出事業者証明書の発行停止又は取消しをする。発行停止の期間は3年とし、発行停止又は取消しを行った場合には、遅滞なく香港の当局に通知する。

なお、申請者が郵送での証明書の送付を希望する場合、返信に要する経費は、申請者が負担するものとする。

## 6 証明書発行状況の報告

事務規程第7条に定める証明書の発行状況の報告については、次のとおり行うものとする。

- (1) 日付証明、産地証明及び放射性物質検査証明については、輸出証明書発行システムのデータを集計することにより、報告したものとみなす。
- (2) 原産地証明及び輸出事業者証明については、次のとおり報告するものとする。
  - ア 地方農政局長、北海道農政事務所長及び内閣府沖縄総合事務局長は、毎月、証明書の発行状況を別記様式6号に取りまとめ、食料産業局長に対し翌月15日までに報告する。
  - イ アの報告に加え、地方支分部局において証明書発行業務を行う担当者は、証明書の発行状況に係る電磁的記録を電子メールにより、農林水産省食料産業局において証明書の発行に係る業務を行う担当者に送付するものとする。

### 附 則

- 1 この通知は、平成27年2月1日から施行する。
- 2 この通知の施行前に送付され、又は受理された原産地証明及び輸出事業者証明に係る申請書の処理については、なお、従前の例による。
- 3 日付証明、放射性物質検査証明及び産地証明については、平成27年7月31日までは、2(2)イ(ア)の規定にかかわらず、システムによらず従前の手続により証明書の申請及び発行をできるものとする。

### 附 則 (平成27年2月25日付け26食産第4161号)

この改正は、平成27年2月25日から施行する。

### 附 則 (平成27年5月1日付け27食産第626号)

この改正は、平成27年5月1日から施行する。

### 附 則 (平成27年9月28日付け27食産第2463号)

この改正は、平成27年10月1日から施行する。

**附 則**（平成28年1月7日付け27食産第4536号）

この改正は、平成28年1月9日から施行する。ただし、E F T A加盟国（スイス、ノルウェー、アイスランド及びリヒテンシュタイン）に輸出される食品等の輸出証明書の発行手続きについては、E F T A加盟各国において、平成28年1月5日付けで改正された日本産食品等の輸入に係る欧州委員会実施規則（COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION(EU) 2016/6）又は同規則と同等の内容の法令が施行されるまでの間は、なお従前の例による。

**附 則**（平成28年3月1日付け27食産第5565号）

この改正は、平成28年3月1日から施行する。

**附 則**（平成28年3月17日付け27食産第5928号）

この改正は、平成28年3月18日から施行する。

**附 則**（平成28年6月1日付け28食産第1106号）

この改正は、平成28年6月2日から施行する。

**附 則**（平成28年6月29日付け28食産第1572号）

この改正は、平成28年6月30日から施行する。

**附 則**（平成28年9月16日付け28食産第2692号）

この改正は、平成28年9月20日から施行する。

**附 則**（平成28年10月19日付け28食産第3074号）

この改正は、平成28年10月19日から施行する。

**附 則**（平成28年12月21日付け28食産第4065号）

この改正は、平成28年12月22日から施行する。

**附 則**（平成29年3月16日付け28食産第5885号）

この改正は、平成29年3月21日から施行する。

**附 則**（平成29年6月27日付け29食産第1632号）

この改正は、平成29年7月10日から施行する。

**附 則**（平成29年11月13日付け29食産第3611号）

この改正は、平成29年12月1日から施行する。ただし、E F T A加盟国（スイス、ノルウェー、アイスランド及びリヒテンシュタイン）に輸出される食品等の輸出証明書の発行手続きについては、E F T A加盟各国において、平成29年11月10日付けで改正された日本産食品等の輸入に係る欧州委員会実施規則（COMMISSION

IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2017/2058) と同等の内容の法令が施行されるまでの間は、なお従前の例による。

附 則（平成29年11月21日付け29食産第3702号）  
この改正は、平成29年11月21日から施行する。

附 則（平成30年4月4日付け29食産第5477号）  
この改正は、平成30年4月9日から施行する。

附 則（平成30年5月17日付け30食産第851号）  
この改正は、平成30年5月17日から施行する。

附 則（平成30年7月17日付け30食産第1794号）  
この改正は、平成30年7月17日から施行する。

附 則（平成30年7月24日付け30食産第1918号）  
この改正は、平成30年7月24日から施行する。

附 則（平成30年8月10日付け30食産第2223号）  
この改正は、平成30年8月10日から施行する。

附 則（平成30年9月11日付け30食産第2515号）  
この改正は、平成30年9月12日から施行する。